

調査対象物質	地方 公共団体	地点 番号	調査地点	測定値	報告時 検出下限値
				検体1	
[7] トリエチレンテトラミン 初期環境調査・水質(単位: ng/L) 地点ベース検出頻度: 0/26(欠測等: 0) 検体ベース検出頻度: 0/26(欠測等: 0) 検出範囲: nd 検出下限値範囲: 12 検出下限値: 12 要求検出下限値: 400	秋田県	1	秋田運河 (秋田市)	nd	12
	埼玉県	2	荒川秋ヶ瀬取水堰 (志木市)	nd	12
	さいたま市	3	鴨川中土手橋 (さいたま市)	nd	12
	千葉県	4	市原・姉崎海岸	nd	12
	東京都	5	荒川河口 (江東区)	nd	12
		6	隅田川河口 (港区)	nd	12
	横浜市	7	鶴見川亀の子橋 (横浜市)	nd	12
		8	横浜港	nd	12
		9	柏尾川吉倉橋 (横浜市)	nd	12
	静岡県	10	清水港	nd	12
		11	天竜川掛塚橋 (磐田市)	nd	12
	愛知県	12	名古屋港潮見ふ頭西	nd	12
	名古屋市	13	堀川港新橋 (名古屋市)	nd	12
		14	名古屋港潮見ふ頭南	nd	12
	滋賀県	15	琵琶湖南比良沖中央	nd	12
		16	琵琶湖唐崎沖中央	nd	12
	大阪府	17	大和川河口 (堺市)	nd	12
	大阪市	18	大川毛馬橋 (大阪市)	nd	12
		19	大阪港	nd	12
	兵庫県	20	姫路沖	nd	12
	神戸市	21	神戸港中央	nd	12
	山口県	22	徳山湾	nd	12
		23	萩沖	nd	12
	香川県	24	高松港	nd	12
	北九州市	25	洞海湾	nd	12
	福岡市	26	博多湾	nd	12

(注1) 「検出頻度 (地点ベース)」とは検出地点数/調査地点数 (欠測等は除く) を、

「検出頻度 (検体ベース)」とは検出検体数/調査検体数 (欠測等は除く) をそれぞれ意味する。

(注2) 「欠測等」とは、測定値が得られなかった検体又は検出下限値を統一したことによりここでの集計の対象から除外された検体

(注3) nd: 不検出